

第92回コンプライアンス研究センター定例記者レク概要

名城大学コンプライアンス研究センター長 郷原信郎

今日は最初に、今いろいろ話題になっています大相撲のことを、私なりにコンプライアンスの視点から考えてみたいと思います。

まず、大相撲という世界が社会全体からすると、非常に特殊な世界であるということが、今回いろんな問題が発生している背景にあるのではないかという気がします。日本の伝統的なスポーツで、国技でもある。その、プレーヤーとしての力士の育成の方法、親方中心の部屋という制度、いろんな面で特殊性があるわけです。そういう特殊な世界が、従来は相撲の世界だけで完結していて、閉じた世界だったときは、その中で行なわれていることが世の中とギャップがあっても、そんなに問題になることはなかった。しかし、90年代以降、バブル経済崩壊以降、企業も官庁も様々な組織が、情報公開や説明責任などが強く求められるようになってきた。相撲の世界も、特殊な世界とは言っても、財団法人という公益法人によって運営されている公益的性格の強い世界です。そういった世界であるがゆえに、いろんな問題が発生し、他の組織で求められるのと同じような意思決定、説明、情報公開というようなことが求められるのは、ある意味では必然だと思います。

しかし、相撲の世界の中心になる相撲協会という組織が、そういう社会一般の組織が求められているようなことを実行できるような組織なのかということ、それは相当むずかしいのではないかと、なんと言っても、力士一筋でやってきて、大関になり、横綱になり、という人たちが相撲協会の枢要なポストを占めることになるわけです。そういう人たちは力士としては素晴らしい能力・資質を持った人だと思うのですが、組織のガバナンスとか、組織のマネジメントをやるのに向いているかということ、それはそうじゃない場合も多い。

そういう特殊な組織体制を中心に運営されてきた相撲の世界が、ここまで存続できたということは、考えてみると、ある意味では奇跡的というか、よくここまで持ちこたえられたなという感じがしないではないです。社会の環境変化の中で、相撲の世界にもいろんなことが要請されるようになってきた。その中で、相撲協会という組織も大きく変わらなくてはいけなかった。それがこれまでいろいろな問題が起きても、なぜか、それ程深刻な事態にはならないで、これまで持ちこたえてきて、今回、とうとう本当に抜本的に変わらなはいといけないという状況になっているのではないかという感じがします。

大相撲をめぐる問題、そして日本相撲協会という組織の問題をコンプライアンスの観点から考えてみたとき、他の世界のコンプライアンスの問題とどう共通性があるか、どう違うところがあるか。

たまたま今、私が第三者委員会の委員長としてやっている案件がいくつかありますが、そのうちの1つが東京医大の第三者委員会です。

ご存じのように、この数年、東京医大ではいろんな不祥事が相次いでいて、今回、第三者委員会を設置し、その中で組織の運営やガバナンスに関して調査を行なって、それに基づいて、今後、この医大をどう改めていったら良いのか、提言することになっています。今、調査結果がほぼまとまり、今後第三者委員会の報告・提言を取りまとめて公表することになりますが、やはりこういう医大をめぐる問題の根本には、講座制の下で主任教授に権限が集中してしまうという問題があります。医科大学というのは、医学研究があり、医学者の教育があり、それらと臨床診療が密接不可分な関係で行なわれていく。それらについてすべて主任教授に権限が集中し、下の方の意見が封殺されるとか、医療に関して主任教授の判断が誤っているときに、それがなかなか是正されないとかというような問題が起きてくるわけです。

こういった問題も、ある意味で、相撲の世界の問題と似ているのかな、という気がします。相撲における親方という存在が、医科大学における主任教授のようなもので、その力が絶大で、組織の風通しが悪くなり、なかなか自由にものが言えない、そういった点で共通性があるような気がします。

そういう大きな権限を持つ人中心の組織というのは、その世界が閉じたままでも、まわりからどうこう言われることがない時代には、その閉鎖的な組織の中のことについては絶大な権限をもっている人が適切な判断をするわけですから、基本的にそういう人にすべて委ねていればよかったです。

相撲の世界の親方というのも、昔はそうだったんだろうと思うのです。親方にそれなり的人格者がいて、しかも相撲という狭い世界の中、部屋をどうやっていくのか、稽古をどうやっていくのか、弟子の生活指導をどうやっていくのかという、そういうような範囲に関しては、親方という存在は非常にうまく機能していたのかもしれない。ところが、世の中が大きく変化してきて、親方にも、それまではなかったいろんな問題に対して対応が求められるようになってくると、なかなかそうはいかなくなります。

医療の世界も、昔は絶対的な信頼と権威で成り立っていて、患者というのは、医者に診てもらえるだけでありがたい、名のある大学病院の先生に診てもらえることはそれ以上にありがたいということで、納得をして来てたわけです。そういう世界であれば、親方的な主任教授中心の世界でもあまり問題はなかったのかもしれない。しかし、それが世の中の環境が変化するにしたがって、そういうことでは済まなくなってくる。そうすると、そこで組織のあり方を変えていかないといけない。ガバナンスのあり方を変えて、世の中に対して社会的責任、説明責任を果たしていけるような組織に変わっていかないといけないと思うのです。

まず今、この大相撲の世界、日本相撲協会の世界で求められているのは、そういう意味で、組織のあり方をゼロから考え直してみることです。相撲という世界はこの日本の社会にとってどういう価値を持つものなのか、どう位置づけられるものなのか、そしてそこには何が必要なのか、そして絶対あってはならない暴力団との関係などを排除していくため

にはどうしたらいいのか、ということ、あらゆる観点から考えて、組織を作り直すということが今求められているのではないかと思います。

そして、今後、相撲協会の組織の在り方を考えるためには、相撲というスポーツをこの日本の社会の中でどういう位置づけていくのか。公的な位置づけを持たせていくのかということ、これをまず考える必要があります、単なる一スポーツの一つということ、で考えるのか、国技と言われている日本独特の伝統的スポーツで、そこには日本社会として、社会全体が守り育てないといけない面があるかと考えるのか。それによって作るべき組織も違ってくると思うのです。

もし、単なるスポーツということであって、ダメならダメでいい、NHKも放送をやめてしまおうし、みんな見なくなるから、ほんとのマニアだけが国技館に行って見ればいいということであれば、ほっときやいいわけです。相撲協会の側で考えればいいわけです。もうちょっとマネジメントがしっかりできるような人を引っ張ってくるというのであれば引っ張ってくればいいし、理事長や理事会がダメだめなままであれば、そのまま、なくなってしまうだろうということです。

しかし、おそらく多くの国民にとっては、相撲というスポーツに対してはそれ以上の思い入れがあるんじゃないかという気がします。それなら、ある程度公的な助成も必要かもしれない。その一方で、公的な関与もしていかないといけない。理事長の選任にも国がある程度かかわらなければならないかもしれない。

いずれにしても、しっかりしたガバナンスを構築するためには、外部者も含めて理事長の選任をしていかないと絶対だめでしょう。たまたま内部でも立派な人がいるかもしれない。力士出身でも、学歴はなかったのに、すごく勉強した人がいるとか、あるいは力士の中にも大学卒の人もあるし、そういう人の中でたまたま理事長にいい人材がいるかもしれない。しかし、いずれにしても、それは内部だけにこだわらないで、オープンに外部からも人材を求める必要があります。その中から、相撲の日本の社会の中での位置づけ果たすべき役割という面から最も相応しい人材を選んでいくしかないと思います。

2番目のテーマが、今週火曜日22日、大阪地裁の村木厚労省元局長の公判での検察の論告のことです。私、この件については、論告を入手して読んだ上で、新聞にもコメントもしていますが、ちょっと驚いたのが、ものすごく長い90ページにもわたる論告だということ、よくそんなに書くことがあったなと、まず量を聞いて驚きました。そして、中身を読んでみて、二度びっくりです。検察官請求の主要な証拠があれだけ請求却下されているのに、事実関係についてよくもあれだけのことが書けるものだと、本当に驚いたというのが率直なところなんです。

要するに、本当に苦しまぎれで、言えそうなことはあらゆることを言い尽くしたという論告だと思うのですが、検察官が行なう証拠の評価、事実認定というのは、本当にこれでいいのか。検察に長年身を置いた人間として、情けなくなったというのが本当のところだ

す。

既に検察官の証拠請求は実行行為者の上村元係長の供述調書も含めて、重要な供述は大部分却下されています。そういう証拠があって初めて、検察として論告で、「事実関係については当公判廷で取り調べ済みの証拠による証明十分」ということが言えるはずですが、その上で求刑ということになるはずですが、ところが、その根幹部分の証拠請求が却下されているのに、それでも同じ「当公判廷で取り調べ済みの証拠による証明十分と言える」というということになると、「十分」というのはどういう意味なのか。さっぱりわからなくなります。

最初から、その程度の証拠で証明「十分」なのであれば、もっともっと簡単に人を捕まえて起訴していいということになってしまうわけです。検察が刑事事件で人を逮捕すること、そして起訴すること、立証すること、そして有罪だという論告をすることというのは、いったいどういう意味なのか。どういう責任を持って行なわれないといけないのかということ、もう一度考え直してみるべきだと思います。

それに関連して、今日、新聞各紙に出ています、笠間東京高検検事長の就任会見での発言に注目すべきです。朝日に詳しく出ていましたが、笠間検事長が言われていることは非常にまともです。検審で起訴相当議決が出るのが予想されても、証拠がないのに起訴するということは御法度だと言っています。御法度という言葉を使って、最近の検察の検審に媚びるような処分を戒めているわけです。それから、「被疑者も納得し、国民も『やるべきだ』と思うような事件捜査を目標にする」という検察として当たり前のことを笠間検事長が就任会見で言われたという記事を見て、私は今の検察の惨憺たる現状の中で一筋の光を見た思いです。

とにかくこの村木公判での検察の論告全体をしてみると、そこで書かれていることというのは、まず内偵段階で事件の組立てのためにとったような供述調書、村木さんの元上司の調書などが目一杯使われています。在宅の調書ですから、下手をすると逮捕されるかもしれないというプレッシャーの下で、検察官に迎合してとられた可能性があります。そういう疑いもある調書だと思います。それと、そういう人達が検察官のコントロール下で行ったと思える公判供述の2つの組み合わせです、それらによって、郵便不正が厚労省内部で議員案件として扱われて、組織として不正に対応したはずだという憶測、推測を述べているわけです。

そして、そういう案件だから、組織としての対応なのだから、上村氏が個人で判断してやったとは考えられない。絶対に作成名義人である課長だった村木さんが関与しているはずだという、これもまったくの推測、憶測を断定的に述べているわけです。おそらくそういう理屈を使って、検事調べで上村氏を誘導したのでしょう。村木さんが指示しないということはありません、あり得ない、あり得ない、あり得ないと言って強制したんだと思うのです。それを論告で同じような理屈を持ちだして、だから村木さんが不正を指示したはずだということ、言っているわけです。証拠請求却下の理由の中で、裁判所に、そういう強制を行なっ

たからこそ、検事調書が信用できないと言われたにもかかわらず、また同じようなことを論告で縷々述べているわけです。私はこういう論告は、通常われわれが考えるところの検察官の論告というレベルに達してないのではないかと思います。

非常に印象的だったのが、論告の最後の情状関係のところ、「村木被告が反省していない」という指摘を一切していないことです。検察官が言っていることがもし正しいとしたら、村木さんはまさに捜査でも公判でも一貫して大嘘をついて自分の罪を免れようとしている、まさに大嘘つきだということになるわけです。反省のかけらもない、そういう大嘘つきであるはずの村木さんに対して、反省のかけらもない人間に対しては厳罰に処すべきだという一言がなぜ言えないのか。言えないのは当然です。本当は自分たちが反省しないといけないわけですから、人のことを「反省しろ」などと言えるわけがないのです。まさにそこに、検察の本音が現われているんですね。笠間検事長だったら、絶対にこんな論告はさせないんじゃないかということ、改めて思ったところです。

3番目は、先週の金曜日の6月18日総務省で記者会見をしたのですが、日本年金機構の紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ業務の入札に関する情報漏洩の問題です。

この件について総務省の年金業務監視委員会の委員長として緊急の会見を行なわざるを得ないと判断したのはなぜかという、二日前の6月16日の夕方の機構側の公表の内容に非常に問題があると思ったからです。それは、この公表文の中に「今後さらに調査を継続するとともに、捜査機関に対して情報を提供し、全面的に協力してまいります」という文言が含まれていることです。その文言は、あたかも単なる個人的な不正の問題で、その個人の犯罪行為について警察に捜査をしてもらう、警察捜査が中心であって我々はそれに協力する立場だというような趣旨のコメントです。重要なことは、今回の日本年金機構の入札に関して起きた問題が全体としてどういう問題で、どの程度深刻な問題なのかということ、組織としてきちんと調査して問題を把握することです。入札の手続が全体としてどのように行われ、評価が本当に適切に行われたのかということ、をいろいろな観点から調べた上で、この問題についての結論を出さないといけない、判断をしないといけないということだと思います。

この1月から日本年金機構が立ち上げられて、社会保険庁時代のいろいろな不祥事から脱却して、新たな組織で本当に年金業務がきちんとしていけるかどうかを国民も注目しているわけですから、不祥事等が発生した時の対応は非常に重要だと思います。そういう面では、今回の問題についても、会見の段階でまず言うべきことは、この問題についての全容解明、そして組織としての入札業務に対する対応、入札に関する基本的な考え方、その体制などについて問題がなかったのかどうかといったこと、この個人が行った情報漏えいとの関係がどうなっていたのかということ、を明らかにするという方針をしっかりと示すことです。少なくとも今の段階で個人が処罰されるべき問題なのかどうか、刑事事件に値する問題なのかどうか、ということ、を判断するのは

全く早すぎるというのが私の率直な印象です。

御存知のように、入札に関する情報漏えいというのはいろんな犯罪に該当し得るわけです。公の入札に関しては、偽計入札妨害で過去にたくさんの方の処罰例もあります。しかし、それは、一面で、守秘義務を負っている国家公務員などについての情報漏えい行為でもあるわけですが、情報漏えいというだけでこれまで処罰された例というのは、こういう入札などに関する情報漏えいだけで処罰された例というのはほとんど聞いたことがありません。そういう意味で、今回の問題で年金機構の職員が情報漏えいをしたことが事実であれば、それは形式上は年金機構法の罰則に触れる行為かもしれませんが、刑事処罰の対象にすることが適切な事案かどうかというのは、もっともっといろんな観点から調べてみないとわからないことです。今の段階で、こういったことについて、拙速に刑事事件のことなどに言及するというのは、こういう問題を引き起こした組織の対応として適切とはいえませぬ。

これまで入札に関連する情報提供に関して処罰された例というのは、予定価格の漏えいとか、最低制限価格の漏えいなど行為で、どこか特定の業者に落札させるということに結びつく行為に対して偽計入札妨害罪が適用される場合が多いわけです。入札に関して情報が漏れたからといって、それだけで地方公務員法や国家公務員法の守秘義務違反で処罰されたという例は私が知る限りではありません。

機構側がこういうプレスリリースをやったものですから、告発を視野に入れて機構が対応しているとか、告発があり得べしというような報道になってしまうのは当然です。ただ、私の方から是非、マスコミの皆さんにお願いしたいのは、そういう個人の処罰のところあまり焦点を当ててもらいたくないということです。今、厚木年金事務所の問題に関連した特別監査などもやっているわけです。そういう調査についても、自主的に、自発的に機構の職員に協力してもらわないといけません、それが不正事案の処罰だとか告発だとか言われると、自分が責任を負わないように、何も言わない方がいい、ということになってしまいかねない。いろいろ調べた上で本当にこれは悪い、個人的な利益を図ったとか、情報提供先の社会保険庁のOBと癒着があったとかいうことであれば、告発して処罰を求めなければいけないわけですが、そういったことがあるのか無いのか、今の段階ではまだわからないわけですから、早い段階で、あまりそういったところに関心を集中させないでいただきたいのです。

こういう問題については、組織として重大な問題として受け止めて、組織としてやるべき調査、原因分析、再発防止を行っていくという姿勢が必要です。年金機構の対応を見てみると、どうもそれが十分じゃないんじゃないかという印象を持たざるを得ないということです。

私これまで年金問題に関わってきたこととの関連で言うと、個人の不法行為、不正行為の処罰にばかり関心を集中させるようなとらえ方は適切じゃないということはずっと言ってきました。「思考停止社会」という本の中でも書きましたし、今までもいろん

な場で指摘していますが、いわゆる年金改ざん問題というのも、世の中に非常に大きな誤解を受けていると思います。年金改ざん問題決して一人一人の、個人の職員の犯罪だとか、不正行為の問題というふうに、矮小化して片づけるような問題ではない、それよりももっと大きな厚生年金という制度自体の不備とか、それに対応する社会保険庁の組織の問題、厚生労働省の対応の問題と、いろいろなものが背景になって起きた問題だったわけです。しかし、あの問題も単純化されて、不正行為をやったやつがいるから、徹底的に懲らしめないといけない、告発をしないといけないという方向にどんどん議論が向かっていって、それがかえって問題を深刻化させることになったのではないかと思います。

組織が社会保険庁から年金機構に変わっても、また同じようなことが繰り返されて、そして結局、年金機構っていう組織の根本的な問題の究明、解決が十分に行われないうまま、いろんな問題が頻発して、国民から年金機構が批判、非難を受けるということが繰り返されていると、本当に、今後、年金業務が適切に行っていけるのかどうか非常に不安です。年金業務監視委員会としても、この問題に対して適切に対応していきたいと思っています。